

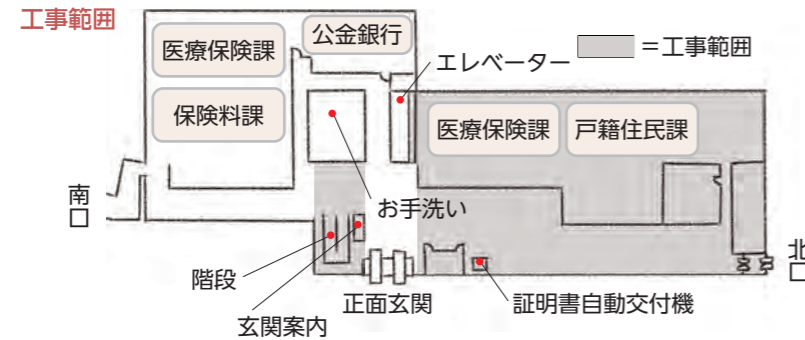
本庁舎1階リニューアル工事に伴う窓口等の移動

本庁舎1階の利便性向上のため、リニューアル工事を実施します。工事期間中は窓口などが下記のとおり変更になりますのでご注意ください。市民の皆さんにはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、工事範囲外の窓口や公金銀行、エレベーターなどは通常どおり利用できます。

移動になる窓口・手続きなど

| 対象の窓口など | 業務・手続き内容 | 移動先 | 移動期間 |
|-----------|-------------------------|---------------|-------------|
| 戸籍住民課 | 全ての業務・窓口 | 市役所本庁舎13階 | 8月～来年2月(予定) |
| 医療保険課(一部) | 国民年金、特定健診・特定保健指導に関する手続き | | |
| 証明書自動交付機 | 所得課税証明書、住民票の写し、印鑑証明の交付 | 中央保健福祉センター 1階 | 8月上旬(予定) |

※リニューアル工事は防衛省の民生安定施設助成事業により実施します。



☎財産管理課(リニューアルについて) ☎24-1111、戸籍住民課(証明書自動交付機について) ☎24-1111

マイナンバーカード受け取りのための休日窓口のご利用

本市では「マイナンバーカード」をお渡する準備ができた人へ「交付通知書」を送付してお知らせしています。下記の日程で休日窓口を開設しますので、どうぞご利用ください。

日時 7月24日(日)9時～17時

場所 市役所1階・戸籍住民課

受け取りができる人

交付通知書が届いている人で、本庁管内に住所のある人(交付場所が「市役所戸籍住民課」となっている人)
※交付場所が「市役所戸籍住民課」以外の人は本人確認・暗証番号設定などの手続きだけを行い、後日マイナンバーカードを本人限定受取郵便で送付します。

受け取りに必要なもの(詳しくはお尋ねください)

交付通知書、通知カード、運転免許証などの本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人だけ)

※健康保険証、年金証書など顔写真のない身分証は2点以上、住所記載の身分証は住所が最新のものがが必要です。

通知カードの保管は7月まで

マイナンバーの通知カードは転送不要の簡易書留により皆さんに郵送されたため、不在や受け取りがなかった場合は市役所に返戻されています。返戻分の通知カードは7月までで処分することとしましたので、まだ受け取っていない人は早めに窓口で通知カードを受け取ってください。

保管の期限 7月29日(金)まで

窓口 市役所1階・戸籍住民課

必要なもの 運転免許証などの本人確認書類

※受け取りには左記の休日窓口も利用できます。

※処分後に通知カードが必要となった場合は、再交付申請が必要です(手数料1件500円)。

☎戸籍住民課 ☎24-1111

市政懇談会 「おじゃましま～す!市長です」



市長と住民の皆さんが地域の課題について話し合う市政懇談会。本年度も13地区で開催しますので、どうぞご参加ください。

| 開催日 | 会場 | 開催時間 |
|----------|---------|---------|
| 7月20日(水) | 清水地区公民館 | 14時～16時 |
| 7月25日(月) | 北地区公民館 | |
| 8月4日(木) | 広田地区公民館 | |
| 8月5日(金) | 宮地区公民館 | |
| 8月9日(火) | 崎辺地区公民館 | |

☎コミュニティ・協働推進課 ☎24-1111

住居確保給付金を支給

離職して就職活動を行う人に、家賃を支給しています。

支給限度額(月額)

【単身世帯】32,000円【2人世帯】38,000円

【3～5人世帯】42,000円 ※6人以上の世帯はお尋ねを。

支給期間 原則として3カ月間

対象 次の全てに該当する人

- 離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した人または喪失の恐れがあり、申請時に離職して2年以内の65歳未満の人
 - 離職前に主たる生計維持者であった人(離婚などで申請時に主たる生計維持者となっている人も含む)
 - 申請者と同一世帯に属する人の収入や貯蓄金などそれぞれの合計額が規定以下であること
 - ハローワークに求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した就職活動を行うこと など
- ※その他の条件や収入額など詳しくはお尋ねください。

相談窓口(自立相談支援機関)

佐世保市社会福祉協議会(八幡町6-1)

☎23-0265(平日8時30分～17時15分)

☎佐世保市社会福祉協議会 ☎23-0265

暑くなりはじめは熱中症に注意

熱中症とは、室温や気温が高いところで作業や運動をすることで、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節が働かなくなる病気です。症状には体温上昇やめまいがあり、ひどいときには意識障害やけいれんなどを起こします。特に高齢の方の発症が急増しており、重症化しやすいといわれています。炎天下だけでなく、直射日光の当たらない室内でも熱中症は発生します。次のことに気を付け、早めの予防を心掛けましょう。

予防のポイント

- 暑さを避け、涼しい服装を選ぶ
- こまめに水分補給をする
- 猛暑日や熱帯夜が3、4日続いたときには注意する
- 熱さに備えた体力づくり、体調に合わせた行動をする

熱中症になったら

涼しい場所へ避難させ、衣服はゆるめ、体を冷やす。十分な水分・塩分を補給する。

※呼び掛けに対する反応がおかしいときや、自力で水分補給ができないときは、医療機関へ搬送しましょう。

☎健康づくり課 ☎24-1111

市税の納期限を守りましょう

市税はさまざまな行政サービスを行うための費用を皆さんの所得や資産に応じて公平に負担していただいているものです。市民の皆さんが健康で安心して生活できるように、安定した行政サービスを行うため、期限内の納付に努めましょう。

納期限を過ぎてしまったら

督促状の発送などにより、督促手数料が加算されます。また、納期限の翌日から延滞金が加算される場合があります。このような市税の滞納は納税者に不利益となるだけでなく、事務処理のために貴重な税金から多くの費用が使われることとなります。

ご相談ください

病気や災害などで全額納付することが難しい場合は滞納する前にご相談ください。滞納したままにしていると、延滞金の加算や、財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることになります。悩まず早めの相談をお願いします。

※納め忘れがなく、便利な口座振替による納付をご利用ください。

☎納税課 ☎24-1111